



きりん通信No.92



発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

施行
まちか!

消費税 インボイス制度 ご理解・準備は万端ですか？

インボイス制度。ついに施行まで半年を切りました。適格請求書発行事業者の登録申請書を提出済の事業所も多いと思います。

国税庁では、令和5年4月、Q&Aを改訂し、YouTube動画の公表なども行っております。私も視聴しましたが、フワちゃん相手に楽しく分かりやすく説明しています。恥ずかしながら「インボイス」というのは、請求書の事を指しているって、初めて理解しました！

#「フワちゃんと学ぼう！インボイス制度」
→QRコードからご確認できます。



令和5年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック



- 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ（中小企業）
 法定残業時間が60時間を超えた場合・・・残業手当割増率1.5倍
 ※残業時間が60時間を超えていても、休日手当は従来と変わらず1.35倍のままとなります。
- 賃金のデジタル払い制度の開始
 「PayPay」は令和5年4月1日に給与デジタル払いの指定を受けるため、厚生労働省に指定申請を提出したことを公表しました。来年はお年玉もPayPay払いが増えるかもしれないですね。
 賃金のデジタル払いについては、労働者本人の同意が必要です。振込手数料の節約というメリットもありますので、学生アルバイトの多い飲食店などでは有効活用されるかもしれないですね。
- 雇用保険料率の変更
 ⇒一般の事業における雇用保険料率は、 $15.5/1,000$ （労働者 $6/1,000$ 、事業主 $9.5/1,000$ ）
 建設の事業における雇用保険料率は、 $18.5/1,000$ （労働者 $7/1,000$ 、事業主 $11.5/1,000$ ）
- 出産育児一時金 42万円から50万円に引き上げ
 令和5年4月1日以降出生が対象！
- 国民年金保険料改定 月額16,520円
 480月満額納付者の受給額は月額66,250円
 ※厚生年金保険料は変わらず、標準報酬月額の18.3%（労使折半）
 厚生年金保険料は、所得に比例して増減しますが、将来の年金受給額も所得に比例します。
 生年月日によって異なりますのでご参考までに。480カ月所得30万円だった場合・・・月額131,266円



★おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。対応についてご不明な点は、気軽にご相談ください。

決定済み
施行前の改正

令和6年4月からの無期転換ルール及び労働契約関係の明確化

令和5年3月30日、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第39号）」などが公布され、令和6年4月1日から、無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が図られることになりました。厚生労働省のリーフレットから、そのポイントを紹介します。

.....厚労省のリーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」より.....

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

〈補足〉これに伴い、厚生労働省の「モデル労働条件通知書」も改正される模様です。

★施行は少し先ですが、改正の概要は知っておきたいところです。必要であれば、リーフレットなどを交えて説明させていただきます。気軽にお声掛けください。

きりん事務所からお知らせ

きりん事務所から新メンバー紹介 上原冬樹



令和5年3月1日付で入所いたしました「上原 冬樹」と申します。今年40歳を迎え、人生の大きな転機として自分のキャリアアップ、人としての成長を考えていたところ、きりん人事労務管理事務所の理念に共感し、転職を決めました。

大学卒業後は専門知識を活かし、スマホなどに使用されるICチップを製造する会社で、製品の品質管理業務に携わりました。その後27歳の時に公務員試験を受け、一転して市役所職員に。下水道施設の維持管理、組織の労務管理、住基台帳システムの維持管理等、3つの部署で貴重な経験を積んでまいりました。

特に人事課での組織の労務管理が長く、人を縁の下で支える仕事に遣り甲斐を感じ、現在は、社会保険労務士の資格取得に向け、日々勉強です。

きりん人事労務管理事務所を通じて、お仕事される方々の仕事面のサポートに加え、皆様が充実した人生を過ごせるよう少しでもお役に立てればと考えております。

“初心忘るべからず”日々精進してまいりますので今後ともよろしくお願い致します。

★800名を超える職員を、数名の人事部員で支えてきた経験を持ち、実はDXにも強い理系人間です。プライベートでは15年来のバスケット仲間。社労士への熱意は3年前から熟考のうえ決意を固めた真面目で誠実な人間です。皆様どうぞよろしくお願い致します。

◆マーク・トウェインの名言◆

今から20年後、あなたはやったことよりもやらなかったことを悔やむことになるだろう

やる前から諦めてやらなかったこと、勇気がなくて踏み出せなかったこと、決断力がなくて出来なかったこといくつか忘れられない悔やまれる思い出があります。意外なことに、大失敗した思い出は、「やらなければよかった」とは思いません。大失敗は楽しい思い出、武勇伝に変わります。50歳を迎えて、初めて残された時間があとどのくらいなのか、うっすらと考えるようになりました。まだまだこれからですが(^_^)

今月は、「トムソーヤの冒険」の著者、マーク・トウェイン氏の名言をご紹介します。